## 別紙1

## 行政手続法が適用される(法令に根拠がある)審査基準(申請に対する処分の基準)は次のとおりです。

個票番号	処 分 名	根拠法令名	根拠条項	審査基準	標準処理期間	所管部署	備考	
2101	議会の解散請求代表者証明書の交付	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)	第100条で準用する第91条第2 項	×ア	7日	選挙管理委員会事務局		
2102	議会議員の解職請求代表者証明書の交付	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)	第110条で準用する第91条第2 項	×ア	7日	選挙管理委員会事務局		
2103	長の解職請求代表者証明書の交付	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)	第116条で準用する第91条第2 項	×ア	7日	選挙管理委員会事務局		
2104	施設の使用に要する費用の承認	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)	第107条第3項、第113条、第 116条の2、第120条	×7	7日	選挙管理委員会事務局		

※「審査基準」欄の記載内容は、次のとおりです。

①「〇」 審査基準を設定している。

②「×」 審査基準を設定していない

ア:審査基準が法令の定めに尽くされているもの

イ:申請等の実績が無い又は将来的に見込みの無いもの

ウ:あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの

1/1ページ 厚岸町 選挙管理委員会